

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第50号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前								
目次 第1章～第4章 略 第5章 雑則（第31条） 附則 （市場の位置及び面積等） 第2条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の位置及び面積は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>位置</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>境港市昭和町</td><td>99,593平方メートル</td></tr></tbody></table> 2 略	位置	面積	境港市昭和町	99,593平方メートル	目次 第1章～第4章 略 第5章 雑則（第31条 <u>第34条</u> ） 附則 （市場の位置及び面積等） 第2条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の位置及び面積は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>位置</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>境港市昭和町</td><td><u>102,812</u>平方メートル</td></tr></tbody></table> 2 略 <u>（開場の期日）</u> 第4条 市場は、次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。 <u>（1） 1月1日から同月3日まで</u> <u>（2） 8月14日から同月16日まで</u> 2 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当	位置	面積	境港市昭和町	<u>102,812</u> 平方メートル
位置	面積								
境港市昭和町	99,593平方メートル								
位置	面積								
境港市昭和町	<u>102,812</u> 平方メートル								

第4条及び第5条 削除

第2章 市場関係事業者

(せり人の指定の届出の報告)

第6条 卸売業者(条例第3条第1項に規定する卸売業者をいう。以下同じ。)は、鳥取県地方卸売市場条例(昭和46年鳥取県条例第49号)第12条第2項の規定によりせり人の指定の届出をしたときは、速やかにその旨を知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例(平成12年鳥取県条例第28号)第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。)に報告しなければならない。

第4章 市場施設の利用

該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例(平成12年鳥取県条例第28号)第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。)は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市場を臨時に開場し、又は休場することができる。

3 知事は、前項の規定により市場を臨時に開場し、又は休場するときは、あらかじめ、その旨を市場内に掲示して関係者に周知させるものとする。

(開場の時間)

第5条 市場の開場時間は、午前4時から午後7時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項ただし書の規定による市場の開場時間の変更について準用する。

第2章 市場関係事業者

(せり人の指定の届出の報告)

第6条 卸売業者(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)は、鳥取県地方卸売市場条例(昭和46年12月鳥取県条例第49号)第12条第2項の規定によりせり人の指定の届出をしたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

第4章 市場施設の利用

(利用許可の申請等)

第27条 条例第36条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者(次項に規定する者を除く。)は、市場施設利用許可申請書(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

2 条例別表に掲げる施設(以下「市場施設」という。)のうちシャワーの利用許可を受けようとする者は、使用料を払い込むことにより知事に申し込まなければならない。

3 知事は、利用許可をしたときは、第1項に規定す

る者に対しては市場施設利用許可証（様式第17号）を、前項に規定する者に対しては利用券（様式第18号）を交付するものとする。

（利用状況報告）

第27条の2 市場施設のうち卸売業務施設（水産物の荷さばきのための利用に限る。）の利用許可を受けた者は、当該施設に係る毎月の利用状況について、月の初日から末日までの利用状況を翌月10日までに、利用状況報告書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

（転貸等の禁止）

第28条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該市場施設の全部又は一部を第三者に転貸し、又は使用させてはならない。ただし、特別の理由により知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 市場施設は、その本来の用途以外の用途に使用してはならない。ただし、市場業務に係る用途に使用する場合であって、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

（市場施設の返還）

第29条 利用者の死亡若しくは解散又は条例第38条の規定による利用の許可の取消しその他の理由により市場施設を利用する資格が消滅したときは、相続人、清算人又は本人は、知事の指定する期間内に、自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第27条 略

（使用料の減免）

第30条 略

第5章 雑則

（行為の制限等）

第28条 卸売業者、仲卸業者及び附属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに指定管理者（条例第2条の2第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為を行った者については、条例第37条第1項第4号に規定する行為を行ったものとみなし、

（無許可営業の禁止）

第31条 卸売業者、仲卸業者及び附属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに知事が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

利用しようとする市場 施設の名称・規模等	
所在地	
利用目的	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他の参考事項	

- 添付書類 1 関係図面
2 その他知事が必要と認める書類

様式第17号（第27条関係）

市場施設利用許可証

氏 名 様

年 月 日付第 号で申請があ
った市場施設の利用については、下記条件を付して
許可します。

年 月 日

職 氏 名 印

記

許可条件

- 1 利用を許可する市場施設は、次のとおりとする。
名称及び使用場所 別紙図面のとおり。
所在地
施設の規模等
- 2 利用目的は、 とすること。
- 3 利用期間は、 年 月 日から 年
月 日までとし、利用期間を更新しようとする
ときは、利用期間満了の日の30日前までに、書
面をもって知事に申請すること。
- 4 使用料は、 円とし、知事が発行する納
入通知書により納付すること。
- 5 利用物件の維持保全のため、通常必要とする経
費のほか、当該利用物件に附帯する電話、電気、
ガス及び水道等の諸設備の経費を負担すること。
- 6 利用許可の取消しがあったときにおいて、利用
物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の費
用は請求しないこと。

様式第18号（第27条関係）

同条第2項の規定を適用する。

(損傷又は滅失の届出)

第29条 条例別表に掲げる施設(以下「市場施設」という。)を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(許可等の制限又は条件)

第30条 略

第5章 雑則

第31条 この規則に定めるもののほか、市場の管理に
関し必要な事項は、知事の権限に属するものにつ
いては知事が別に、指定管理者に行わせることとし
たものについては鳥取県公の施設における指定管理
者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第
67号)第8条に規定する協定で定めるところにより
指定管理者が、それぞれ定めるものとする。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外への退去を命ずることができる。

(損傷又は滅失の届出)

第32条 市場施設を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、故意又は過失により市場施設を損傷し、又は滅失した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(許可等の制限又は条件)

第33条 略

(その他)

第34条 この規則に定めるもののほか、市場の管理に
関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第16号(第27条関係)

市場施設利用許可申請書

職 氏 名 様

市場施設の利用の許可を受けたいので、下記のと
おり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 (法人にあっては、所在地)

氏 名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

(表)

シャワー利用券控 ¥200円	シャワー利用券 年 月 日 ¥200円 鳥取県営境港水産物地方卸売 市場
-----------------------	--

(裏)

1 この券に領収印のないものは、使えません。 2 この券が使えるのは、本日だけです。 3 利用の心得や係員の指示を必ず守ってください。	
---	--

様式第19号 (第27条の2 関係)

利用状況報告書

職 氏名 様

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則第27条の2の規定により 年 月中の利用状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

氏 名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

日	荷さばき数量		船名	備考
	生鮮水産物	加工水産物		
	kg・箱	kg		

計	kg・箱	kg		
備考				
1 利用実績が無い場合は、その旨を報告すること。				
2 船名の欄は、荷さばきを行った水産物を積んでいた船の名称を記載すること。なお、当該船が複数隻の場合は、主な船の名称を記載し、その次に「その他 隻」と記載すること。				
3 生鮮水産物については、キログラム又は箱の該当する方を丸で囲むこと。				

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。